

## 高知工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

制 定 令和2年9月17日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、高知工業高等専門学校いじめ防止基本計画Ⅱの1の規定に基づき、高知工業高等専門学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、いじめ問題の重要性に鑑み、本校における人権教育を推進し、いじめ防止の対策を講ずることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) いじめの未然防止及びそのための環境づくりに関すること。
- (2) いじめの早期発見・事案対処に関すること。
- (3) 学校いじめ防止基本計画に基づく年間計画の作成及びその評価・検証に関すること。
- (4) いじめ防止等に関する校内研修会に関すること。
- (5) 学校いじめ防止基本計画の改善、見直しに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 学生相談室長
- (4) 学科長（対象学生が本校ソーシャルデザイン工学科の学生である場合）、基礎教育長（対象学生が低学年の場合）、コース長（対象学生が高学年の場合）及び専攻科長（対象学生が本校専攻科の学生である場合）
- (5) 対象学生の所属する担任教員、事案に関連する科目担当者及び部活動指導等に関わる関係教職員
- (6) 人権・倫理委員会委員長
- (7) 事務部長
- (8) 総務課長
- (9) 学生課長
- (10) 看護師
- (11) 外部専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー、スクールロイヤー、医師）
- (12) その他校長が必要と認めた者

2 校長は、前号(4)～(6)及び(10)～(12)の委員については事案に応じて出席を求めるものとする。

(会議の運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、校長をもって充てる。
- 3 副委員長は、学生主事をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会には、必要に応じ、委員以外の教職員を出席させることができる。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が議長となる。
- 7 会議は、原則として2ヶ月に1回程度開催するものとする。ただし、緊急に必要があるときは、臨時に開催することができる。
- 8 開催した際は、議事録を作成するものとする。

(事案対処チーム)

第6条 個別の案件に対処するため、委員会のもとに事案対処チームを置くことができる。

- 2 事案対処チームの構成員は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 事案対処チームの長は、前項の構成員のうちから委員長が指名する。

(プライバシー等の保護及び秘密保持義務)

第7条 委員会委員及び事案対処チーム及び関係者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権等を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(本校他委員会等との連携)

第8条 事実関係の確認、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援、いじめを行った学生に対する指導又はその保護者に対する助言、いじめを行った学生への懲戒、経過観察及び再発防止については、関係する委員会等と連携するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年9月17日から施行する。